

災害時のボランティア活動

(1)災害時におけるボランティア活動

日本は、その位置、地形、地質、気象などの自然条件から、地震、台風、集中豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土といえます。気象条件からも、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水、土砂災害など、島国特有の急峻な地形とも相まって、深刻な被害を出すこともまれではありません。

今日では、台風による風水害や地震災害時には、災害救援や復興支援活動においてボランティアが大きな力を発揮しており、ボランティア活動が果たす役割は重要です。

災害救援ボランティア活動には大きな期待が寄せられますが、ボランティア活動が被災地の人々や他のボランティアの負担や迷惑にならないよう、ボランティア一人ひとりが自分自身の行動と安全に責任を持つ必要があります。

ここでは、災害救援ボランティア活動に参加する際の基本的な注意事項についてご紹介します。

- 1 災害救援ボランティア活動は、ボランティア本人の自発的な意思と責任により被災地での活動に参加・行動することが基本です。
- 2 まずは自分自身で被災地の情報を収集し、現地に行くか行かないかを判断することです。家族の理解も大切です。その際には、必ず現地に設置されている災害救援ボランティアセンターに事前に連絡し、ボランティア活動への参加方法や注意点について確認してください。災害救援ボランティアセンターの連絡先は、全国社会福祉協議会のホームページでもお知らせしています。 (<http://www.shakyo.or.jp/>)
- 3 被災地での活動は、危険がともなうことや重労働となる場合があります。「安全や健康については、ボランティア自分自身で管理することである」ことを理解したうえで参加してください。体調が悪ければ、参加を中止することが肝心です。
- 4 被災地で活動する際の宿所は、ボランティア自身が事前に被災の状況を確認し、手配してください。水、食料、その他身の回りのものについてもボランティア自身が事前に用意し、携行のうえ被災地でのボランティア活動を開始してください。
- 5 被災地に到着した後は、必ず災害救援ボランティアセンターを訪れ、ボランティア活動の登録を行ってください。
- 6 被災地における緊急連絡先・連絡網を必ず確認するとともに、地理や気候等周辺環境を把握したうえで活動してください。
- 7 被災地では、被災した方々の気持ちをやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動と言葉づかいでボランティア活動に参加してください。
- 8 被災地では、必ず災害救援ボランティアセンターやボランティアコーディネーター等、

現地受け入れ機関の指示、指導に従って活動してください。単独行動はできるだけ避けてください。組織的に活動することで、より大きな力となることができます。

- 9 自分にできる範囲の活動を行ってください。休憩を心がけましょう。無理な活動は、思わぬ事故につながり、かえって被災地の人々の負担となってしまいます。
- 10 万一の備えとして、「ボランティア活動保険」の加入をお勧めします。

(2)災害発生直後からのボランティア活動の内容

災害が発生することにより、被災地では、そこに暮らす住民の生活だけでなくそれまでの地域社会のあり方も変化を余儀なくされます。

災害発生による混乱やその後の避難生活等の中で、地域のつながりが弱体化すると住民が孤立してしまうことが少なくありません。

こうした場合には、災害発生直後の混乱期における個々の住民に対する災害救援ボランティア活動だけでなく、中長期にわたる地域社会そのものの復興支援の活動が必要となってきます。

ここでは、災害発生直後から復興支援までのボランティア活動に求められる役割についてご紹介します。

1 災害発生直後

地元で救援活動にあたる人も含めて、ほとんどの人が被災者であり、生命の危機・生活環境の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となります。組織的には情報収集と初動対応を決定する時期です。

2 災害発生から3日間まで

行政や公的機関による緊急対応や地域住民の自治組織とボランティアの組織・機能を確立する時期です。

外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもあります。

3 災害発生から2週間まで

被災者の様々なニーズが顕著化し、行政や他団体とのネットワーク作りや自治活動の促進など、生活再建に向け課題解決をより地域住民の主体に近づけた応急対応の時期になります。

4 災害発生1カ月まで

ライフラインの復旧が進み、本格的な復旧に向けて生活基盤の確保等に被災者のニーズが移り始めます。

反面、被災者の置かれた状況に格差が生じ、だんだんとニーズが見えにくくなり、関わりを持ちにくくなってきています。

地域に根ざした住民のボランティア組織の機能確立に向け、組織化を進める時期に

なります。

5 災害発生から3ヵ月まで

復興への取組みが開始され、緊急対応の終結と継続的な活動への移行を検討する時期です。

特に、地域ボランティア組織等の支援をはじめ、住民主体の活動に対して、協働による活動の推進と、そのネットワークを支援する時期でもあります。

(3) 大規模災害とボランティア活動保険

全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」では、台風や地震、噴火、津波などの災害により被害が広く大きく発生したため、災害対応のボランティア活動に緊急性のある場合には、都道府県社協の要請により、全国社会福祉協議会が保険会社に「大規模災害時のボランティア活動保険特別扱」を要請し、承認を得ます。

大規模災害時のボランティア活動保険特別扱の3つの特徴

- 1 災害現地の社会福祉協議会あるいは災害救援対策本部で、ボランティア活動保険加入 入 手 続 完 了 後、直ちに補償が開始されます。
※ 通常は、加入手続完了の翌日午前0時から補償となります。
- 2 大規模災害の被災地に赴くため、ボランティア自身が居住する最寄の社会福祉協議会 で 加 入 申 込 を 行 っ た 場 合 に は、被災地へ向う途上の事故も補償されます。
- 3 通常、ボランティア自身が居住する最寄の社会福祉協議会にて加入申込を行うことになっていますが、大規模災害の場合には被災地での加入も可能 で す。

大規模災害時のボランティア活動保険加入受付にあたって

- 1 ボランティア活動中の偶然な賠償事故および急激・偶然、・外来の傷害事故を補償する保険であり、補償の内容についてパンフレット等により加入者に周知してください。
 - ・ ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）は補償の対象となりません。
 - ・ 職業または職務に従事している間の事故については補償の対象となりません。
- 2 「ボランティア活動保険」は任意加入であり、加入希望者に加入の意思を確認の上、加入手続きを行ってください。
- 3 地震などの災害の場合には、天災タイプのご加入が必要です。
 - ・ 基本タイプでは、通常のケガに加え風水害等の災害によるケガも補償 さ れ ま す。
 - ・ 天災タイプでは、上記に加え地震・噴火・津波の災害によるケガも補償 さ れ ま す。